

○ 実績目標(大) 1 : 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収

実績目標の内容及び
目標設定の考え方

国税庁は、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することを使命としています。この使命を達成するため、次に掲げるところにより、財務省設置法第19条に定められた任務の一つである、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図ります。

1. 税務行政の適正な執行

国税庁がその使命と任務を十分に果たしていくためには、税務行政に対する国民各層・納税者の方々の理解と信頼が不可欠です。このため、税務行政の執行に当たっては、納税者に対して誠実に対応するとともに、守秘義務（用語集参照）を遵守し、綱紀を保持した上で、法令に則り公正かつ誠実に職務を遂行します。

2. 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

経済社会の変化に柔軟に対応し、納税者の利便性の向上と課税・徴収の効率化・高度化を推進する観点から、デジタル技術を活用し、税務に関する手続や業務の在り方の見直し（税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX））に取り組みます。政府全体の方針に従い、デジタルファースト等の基本原則を推進しつつ、オンラインによる申告や納付の割合を向上させるとともに、従来の慣行にとらわれることなく、業務の在り方や働き方の見直しを行います。

3. 納税者サービスの充実

我が国が採用する申告納税制度が適正に機能するためには、納税者の高い納税意識と納税義務の自発的かつ適正な履行が必要です。このため、租税の意義や税法の知識・手続、税制改正の内容などについて正しく理解していただけるよう、国民各層・納税者の方々の視点に立った広報・広聴活動を行うとともに、相談等に対して迅速かつ的確に対応します。

また、窓口等で納税者と接する職員からの事務改善等に係る意見を集約し、事務処理等について不断の見直しを行うなど、納税者サービスの充実に努めます。

4. 適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済

国税庁がその使命と任務を果たすためには、適正な申告・納税を行った納税者が不公平感を抱くことのないよう、適正・公平な税務行政を推進することが重要です。このため、税務行政の執行に当たっては、関係法令を適正に適用し、効果的・効率的な調査・徴収等の事務運営を推進するとともに、申告が適正でないと認められる場合には、的確な調査・行政指導を実施して誤りを確実に是正し、期限内に納付を行わない場合には、滞納処分を執行するなどして確実に徴収します。

また、不服申立て等に適正・迅速に対応することにより、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。

5. 国際化への取組

経済取引のグローバル化・デジタル化の進展により、新たな取引形態が拡大する中で、国際的な租税回避行為への対応や税務上のコンプライアンスの維持・向上などの課題に的確に対応するため、外国税務当局との知見の共有や協力関係の強化など、国際化への取組を推進します。

上記の「実績目標（大）」を達成するための「実績目標（小）」

実績目標(小) 1-1 : 税務行政の適正な執行

実績目標(小) 1-2 : 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

実績目標(小) 1-3 : 納税者サービスの充実

実績目標(小) 1-4 : 適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済

関連する内閣の基本方針等

- 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律
- 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）
- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）

実績目標（大）1についての評価結果

実績目標についての評定

A 相当程度進展あり

評定の理由

実績目標(大)1は、実績目標(小)1-1から1-5までの評定を総合して評価を行いました。実績目標(小)「1-5」の評定は「S 目標達成」でしたが、「1-1」、「1-2」、「1-3」及び「1-4」の評定は「A 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。

なお、各目標の評定の詳細については、後述のとおりです。

実績の分析

（必要性・有効性・効率性等）

内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現は、国税庁の3つの任務のうちの1つであり、納税環境の整備とともに、適正かつ公平な税務行政の推進を図ることは、重要な取組です。

施策の実施に当たっては、目標の達成に向けて、有効性や効率性にも配慮して取り組みました。

また、令和5年6月に公表した「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション-税務行政の将来像2023-」における、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収事務の効率化・高度化等」及び「事業者のデジタル化促進」の3つの柱に基づいて、税務行政のDXに向けた取組を着実に進めるとともに、税務を起点とした社会全体のDX推進に貢献していくこととしています。

実(大)1に係る参考情報

参考指標 1：国税職員の定員の推移

(単位：人)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
国税職員の定員	55,953	55,954	55,969	55,985	内381 56,380

(出所) 長官官房総務課調

(注1) 各会計年度末現在の状況です。

(注2) 内書きは、国家公務員の定年引上げに伴う新規採用への影響を緩和するための特例的な定員措置による1年間の時限定員を示します。

参考指標 2：申告書の提出件数（個人）

(単位：千件)

年 分	令和2年分	3年分	4年分	5年分	6年分
所 得 税	22,493	22,855	22,951	23,243	23,389
還付申告	13,014	13,297	13,327	13,507	13,533
土地等譲渡所得	504	556	552	555	578
株式等譲渡所得	1,125	1,119	1,083	1,155	1,182
消 費 税	1,124	1,135	1,055	1,972	2,120
贈 与 税	485	532	497	510	474

(出所) 報道発表資料（令和7年5月 課税部個人課税課、資産課税課）（<https://www.nta.go.jp/topics/pdf/0025005-063.pdf>）

(注1) 所得税の提出件数のうち、還付申告、土地等譲渡所得及び株式等譲渡所得については、それぞれに重複しているものも含まれています。

(注2) 数値は、翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。ただし、令和2年分及び令和3年分については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末日までに提出された申告書の計数を示しています。

参考指標 3：相続税申告書の提出件数

(単位：千件)

年 分	令和元年分	2 年分	3 年分	4 年分	5 年分
提出件数	外 33 115	外 33 120	外 35 134	外 38 151	外 38 156

(出所) 報道発表資料(令和6年12月 課税部資産課税課) (https://www.nta.go.jp/information/release/okuzeicho/2024/sozoku_shinkoku/pdf/sozoku_shinkoku.pdf)

(注) 各年分の本書は相続税額のある申告書に係る件数、外書は相続税額のない申告書に係る件数を示しています。

参考指標 4：申告書の提出件数(法人)

(単位：千件、件)

会計年度	令和2年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
法 人 税	3,010	3,065	3,128	3,176	3,220
調査課所管法人	24	23	33	36	37
連結・通算法人(件)	1,920	1,946	13,660	18,936	19,457
消 費 税	2,038	2,057	2,038	2,211	—
調査課所管法人	37	37	38	43	—

(出所) 課税部法人課税課、消費税室、調査査察部調査課調

(注1) 「法人税」は、各年4月から翌年3月末日までに法人税の事業年度が終了し、翌年7月末日までに申告書の提出がされたものを対象としています。

(注2) 「連結・通算法人」について、令和3年度以前は連結申告件数、令和4年度は連結申告件数と通算法人(用語集参照)が提出した法人税申告件数の合計、令和5年度以降は通算法人が提出した法人税申告件数を示しています。

なお、いずれの年度も、調査課所管法人(用語集参照)を含んでいます。

(注3) 「消費税」は、当該会計年度中に終了した課税期間分の各年9月30日現在における申告及び処理の事績です。

(注4) 令和5年度の連結・通算法人(件)は、令和5事務年度評価書から訂正を行いました。

参考指標 5：収納済税額

(単位：億円)

会計年度	令和2年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
収納済税額	712,342	774,052	804,952	857,733	880,135

(出所) 長官官房企画課調

(注) 「収納済税額」は、収納された国税の金額です。なお、滞納処分費は含みません。

参考指標 6：100円当たりの徴税コスト

会計年度	令和2年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
徴税コスト (①÷②×100)	円 1.19	円 1.10	円 1.07	円 1.06	円 1.03
参 徴税费 ①	億円 6,981	億円 6,999	億円 6,996	億円 7,154	億円 7,287
考 租税及び印紙収入 (国税庁扱い) ②	億円 585,402	億円 635,623	億円 651,340	億円 672,477	億円 705,166

(出所) 長官官房会計課、企画課調

(注1) 「徴税费」は、人件費、旅費、物件費等税務の執行に要する一切の費用です。

(注2) 「租税及び印紙収入」は、収納済税額から還付金の支払決定済額を控除等した金額です。

参考指標 7：事務改善についての提案件数

(単位：件)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
提案件数	外— 9,510	外— 9,488	外4,623 7,492	外3,058 6,792	外5,626 6,130

(出所) 長官官房総務課、デジタル化・業務改革室調

(注) 外書きは、令和4年2月以降に職員から寄せられたDX・BPRに関するアイデアの件数を示しています。

参考指標 8：非行の予防講話等の実施回数（署職員1人当たり）

(単位：回)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実施回数	4.4	4.7	5.4	5.1	4.7

(出所) 長官官房監察官調

(注) 監察官及び署長等から、監察官室発行のリーフレット等を参考に守秘義務の遵守・行政文書等の適切な管理・国家公務員倫理法の遵守・綱紀の厳正な保持等、非行の未然防止に向けた講話を行っています。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標1「国税職員の定員の推移」
- 参考指標2「申告書の提出件数（個人）」
- 参考指標3「相続税申告書の提出件数」
- 参考指標4「申告書の提出件数（法人）」
- 参考指標5「収納済税額」
- 参考指標6「100円当たりの徴税コスト」
- 参考指標7「事務改善についての提案件数」
- 参考指標8「非行の予防講話等の実施回数（署職員1人当たり）」

財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見

財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見は、実績目標（小）1－1から1－5まで及び各業績目標の該当欄に記載しています。

実績目標に係る予算額	令和3年度	4年度	5年度	6年度当初	行政事業レビューに係る予算事業ID
内国税等の賦課及び徴収に必要な経費（千円）	外 49,842,755 58,226,276	外 51,114,142 57,549,341	外 75,505,472 60,058,101	外 53,942,036 57,598,087	

(注1) 「実績目標に係る予算額」の表中には、実績目標(大)1に係る予算額を記載しています。

(注2) 斜線は対応する行政事業レビューがないことを示します。

(注3) 令和3年度及び4年度の外書きは内閣官房及びデジタル庁、令和5年度及び6年度の外書きはデジタル庁に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されているシステム関係の予算額です。

業績目標に係る 予算額等	区分		令和4年度	5年度	6年度	7年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	外 50,580,943 57,361,315	外 53,132,137 57,059,459	外 53,942,036 57,598,087	外 50,041,811 57,970,267
		補正予算	外 533,199 188,026	外 22,373,335 2,998,642	外 32,423,595 4,014,630	(注2) —
		繰越等	△21,780	△555,177	N. A.	
		合計	108,641,703	135,008,396	N. A.	
	執行額（千円）		55,018,913	57,398,186	N. A.	

(注1) 令和6年度の「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、令和7年11月頃に確定するため、令和7事務年度実績評価書に掲載予定です。

(注2) 令和4年度の外書きは内閣官房及びデジタル庁、令和5年度から令和7年度の外書きはデジタル庁に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されているシステム関係の予算額です。

(概要) 国税庁の広報活動経費等、内国税の賦課及び徴収に必要な経費			
実績目標に関連する 施政方針演説等内閣 の主な重要施策	○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 ○ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定） ○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律		
実績評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報	国税庁レポート 2025（令和7年6月国税庁）、令和6年分の所得税等、消費税及び 贈与税の確定申告状況等について（令和7年5月国税庁）、令和5年分 相続税の 申告事績の概要（令和6年12月国税庁）		
前事務年度の実績評 価結果の実績目標 （小）への反映状況	前事務年度の実績評価結果は、実績目標（小）1－1から1－5において定めた各 種施策へ反映させました。		
担当部局名	長官官房（総務課、情報公開・個人情報保護室、 公文書監理室、税理士監理室、広報広聴室、人事 課、会計課、企画課、デジタル化・業務改革室、 データ活用推進室、法人番号管理室、参事官、国 際業務課、相互協議室、厚生管理官、監察官、税 務相談官）、課税部（課税総括課、消費税室、軽 減税率・インボイス制度対応室、審理室、個人課 税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、酒類業 振興・輸出促進室、資産評価企画官、鑑定企画 官）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察 部（調査課、査察課）、税務大学校、国税不服審 判所	実績評価実施時期	令和7年10月